

# 令和 8 年度

## 岩国市看護学生修学資金貸付事業のしおり

岩国市地域医療課

岩国市看護学生修学資金貸付事業は、将来、市内の医療機関等において保健師及び看護師（以下「看護師等」という。）の業務に従事しようとする看護学生に対し、看護学生修学資金を貸与することにより、市内の医療機関等における看護師等を確保し、安心して暮らせる医療環境の確立を図ることが目的です。

### 1 貸付額・募集人数・貸付期間・申請方法

貸付額	看護学校の入学金、授業料等に相当する額 ただし、1年あたり60万円を上限とします。
募集人数	70人
貸付期間	各看護学校、学科における正規の修学期間を限度とします。
申請方法	各看護学校の定める期限までに必要書類を各看護学校へ提出 看護学校から岩国市への提出期限を令和8年4月22日としていますので、看護学校はそれ以前の日を期限に設定します。
他の奨学金との併用	国が経費を負担、又は補助する奨学金との併給は、原則不可とします。 <b>※財源：米空母艦載機部隊配備特別交付金</b>

### 2 対象者

次の(1)(2)をどちらも満たす方

- (1) 令和8年4月1日時点で保健師助産師看護師法に規定する市内の看護学校に在学していること。
- (2) 看護学校を卒業した後、直ちに市内に居住し、市内の医療機関等において看護師等の業務に従事しようとする意思を有すること。

※市内の医療機関等とは、岩国市内に所在する病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護事業所（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスを提供する事業所を含む。）及び岩国市を言います。

### 3 申請の手続

申請受付期間中に、(1)～(8)の書類を在学する看護学校に提出してください。

(1) 看護学生修学資金貸付申請書兼委任状

印鑑登録した印鑑を押印してください。

(2) 申請者及び生計を一にする方全員の住民票の写し

同居・別居にかかわらず、申請者と生計を一にする方が対象です。

マイナンバーの記載は不要です。

(3) 申請者の学業成績表

1年生は直前に所属していた学校（高等学校、准看護師養成所など）における成績証明書を提出してください。

2年生以上は前の学年の成績表を提出してください。

(4) 看護学校の在学証明書又は入学許可書の写し

(5) 申請者及び生計を一にする方全員の課税証明書

個人ごとの課税標準額が記載してあるものが必要です。

市町村により、名称は若干異なる場合があります。

(6) 申請者及び連帯保証人が署名押印した誓約書

それぞれ自署し、印鑑登録した印鑑を押印してください。

(7) 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

(8) 連帯保証人の市町村民税の課税証明書及び市町村税の完納証明書又は滞納がないことが記載された証明書

4 連帯保証人の要件

連帯保証人が2人必要です。連帯保証人は、貸付金の返還の義務などを申請者と連帯して負うものです。

連帯保証人は、(1)～(4)の要件を満たしていることが必要です。

(1) 独立の生計を営んでいること（税法上の扶養になっていないことを意味します。）。

(2) 前年度の市町村税を完納していること。

(3) 2人のうち1人は、申請者の父母、親族、これに代わる方であること。

(4) 2人のうち1人は、申請者と生計を別にする方で、前年度の市町村民税が課税されていること。（非課税の方は連帯保証人にはなれません。）

表にすると、下のようになります。

連帯保証人 1人目	連帯保証人 2人目
申請者の父又は母 ⇒（父母が居ない場合）親族 ⇒（父母・親族ともに居ない場合） これに代わる者	1人目の連帯保証人以外の方
独立の生計を営んでいること	独立の生計を営んでいること
前年度の市町村税を完納していること	前年度の市町村税を完納していること
前年度の市町村民税が非課税でも可	申請者と生計を別にし、前年度の市町村民税が課税されていること

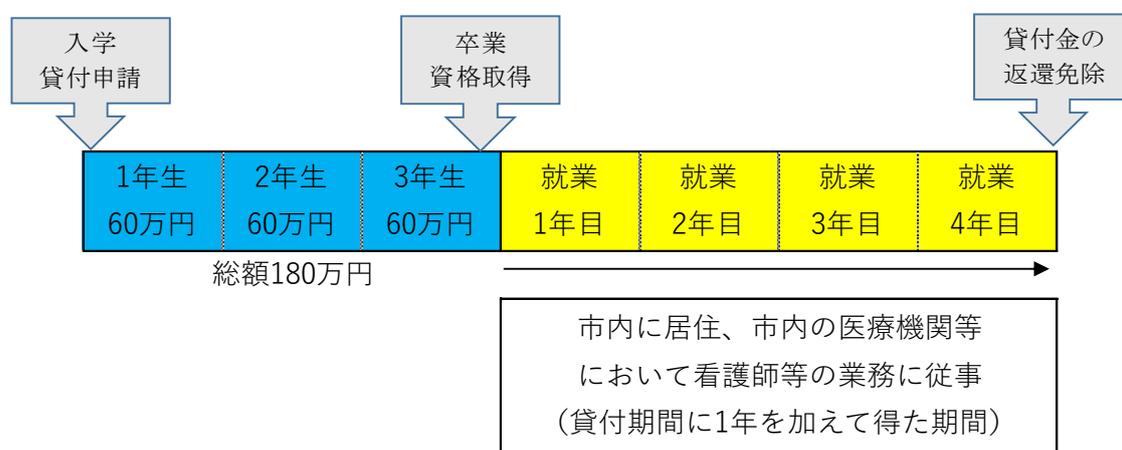
※1 「2人のうち1人は、申請者と生計を別にする者であること」という要件がありますので、必ず1人は、申請者と生計を別にする、いわゆる別世帯の方を連帯保証人としてください。

※2 連帯保証人に年齢制限はありません。ただし、不慮の事故や病気などで連帯保証人が欠けるようなことがあった場合、別の人を新たに連帯保証人とし、下記お問い合わせ先に届け出てください。

## 5 返還免除の要件

看護学校を卒業し、国家資格を取得した後、市内に居住の上、修学資金の貸付けを受けた期間に1年を加えて得た期間に相当する期間、市内の医療機関等において看護師等の業務に従事したときに返還が免除されます。

< 3年制の学科で全期間修学資金の貸付けを受けた場合 >



## 6 返還となる場合

(1) 看護学校を退学したとき

(2) 返還の免除を受ける前に、市内に居住しなくなったとき、又は市内の医療機関等において看護師等の業務に従事しなくなったとき

返還すべき事由が生じた月の翌月から貸付を受けた期間の2倍の期間以内に返還していただきます。

市内に居住の上、市内の医療機関において看護師等の業務に従事した期間があるときや、返還すべき事由が生じた原因によっては返還の全部又は一部免除が受けられる場合があります。まずは下記お問い合わせ先へご相談ください。

## その他

### 7 貸付金の交付

貸付金は申請者から委任を受けた看護学校に交付します。

半期ごとに6か月分を交付しますので、申請者は岩国市から看護学校に交付された貸付金と正規の授業料等の差額を看護学校に支払うことになります。

ただし、年度途中で申請者に辞退があった場合、看護学校への貸付金の交付が遅れることがあります。その際は、授業料等全額を看護学校に支払っていた  
だき、後日、交付された貸付金相当額が看護学校から還付されます。

#### 8 看護学生修学資金貸付継続申請書兼委任状の提出

毎年度、在学する看護学校へ看護学生修学資金貸付継続申請書兼委任状を提出していただきます。

このしおりに書かれていることや、岩国市看護学生修学資金貸付事業について、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】**

岩国市 健康医療部 地域医療課  
岩国市室の木町3丁目1番11号  
電話 0827-29-5011  
chiikiiryo@city.iwakuni.lg.jp